

序章

都市計画マスタープランの改定にあたって

序章 都市計画マスタープランの改定にあたって

1. 計画の位置付けと役割

(1) 改定の趣旨

都市計画マスタープランは、平成4（1992）年の都市計画法改正によって創設された市町村の都市計画に関する基本的な方針です。長期的な視点に立った都市の将来像やその実現にむけた方針を明らかにするもので、社会経済動向をふまえながら、都市づくりをすすめていくための指針となるものです。

斑鳩町では、平成23（2011）年に斑鳩町都市計画マスタープラン（目標年次：令和2（2020）年）を改定し、まちづくりをすすめてきましたが、今後の都市づくりには、引き続き、人口減少や少子高齢化の進行、地域主権の流れ、財政的な制約などを見据え、多様な主体による都市づくりの推進が不可欠となってきます。

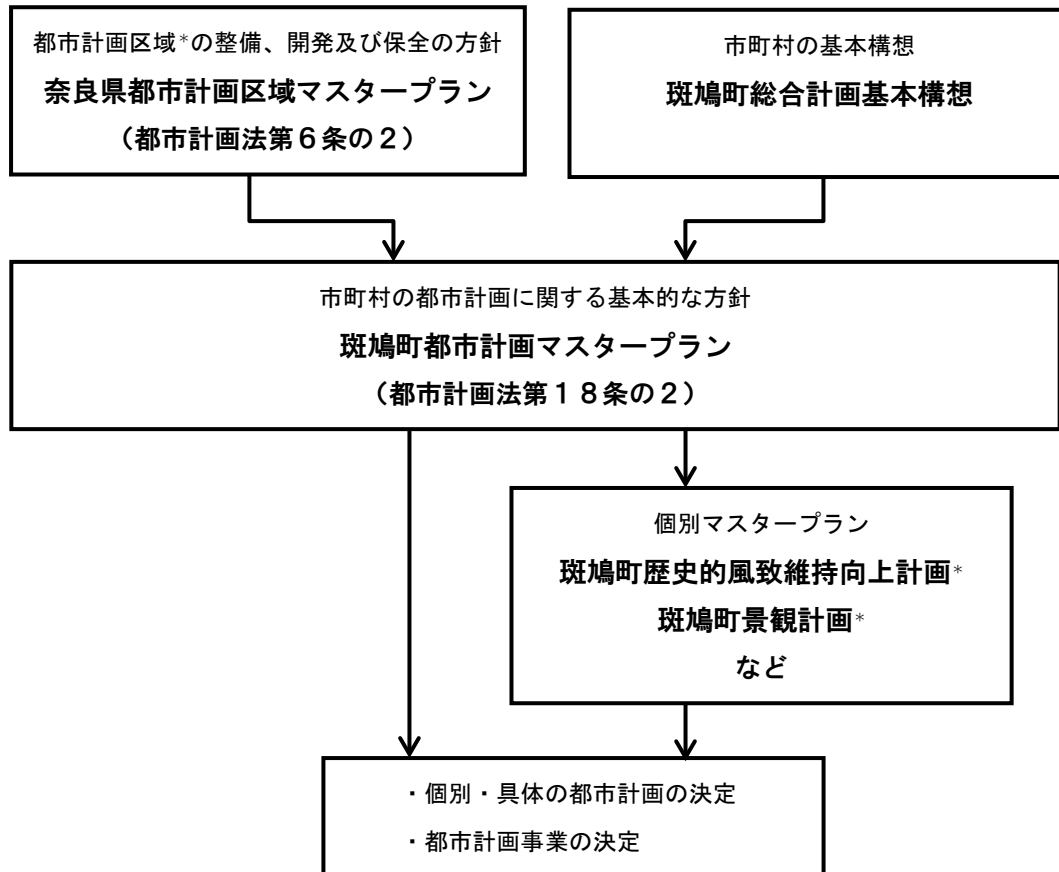
また、近年多発する地震や風水害による大規模な自然災害の経験をふまえた都市防災への取組みや、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり（コンパクト＋ネットワーク）が求められています。

こうした社会情勢の変化を的確に捉え、将来の見通しを勘案したうえで、持続的な発展が可能なまちをめざし、これからのまちづくりの総合的な指針となる都市計画マスタープランを改定することとします。

(2) 計画の位置付け

斑鳩町都市計画マスタープラン（以下「本計画」といいます。）は、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」にあたるもので、上位計画となる斑鳩町総合計画および奈良県都市計画区域マスタープラン（都市計画区域*の整備、開発及び保全の方針）に即して定めます。

◆斑鳩町都市計画マスタープランの位置付け



2. 計画期間

本計画の計画期間は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望したうえで、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

なお、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

3. 計画の構成

本計画は、序章から第5章までの6章にて構成しています。

第1章では、都市計画に関する基礎資料や住民アンケート調査の結果に基づき「斑鳩町の現状と都市づくりの課題」を整理し、続く第2章において、めざすべき都市の将来像など「都市づくりの目標」を定めています。

この「都市づくりの目標」に基づき、第3章では、土地利用や道路・交通体系整備など各分野別に区分し、都市づくりの方針を「全体構想」として示しています。

また、第4章では、地域別の都市づくりの方針を「地域別構想」として明らかにするとともに、最後の第5章では、「計画の実現にむけて」として、計画を推進していくうえで、重点的に実施すべき施策や本計画を効果的に運用するための方策などについて定めています。

◆斑鳩町都市計画マスタープランの構成

